環境保全に関する協定書

井(区)水利権代表者

(以下「甲」という)

と、 井を利用して、家庭雑排水を放流する河川利用者 (地権者を含む)並びに、合併処理浄化槽設置者 (以下、「乙」という)との間に、 井の環境保全に関し、甲及び乙は、区長を立会人とし、次のとおり協定書を交換する。

- 第1条 乙は家庭雑排水を 井に放流する場合は、河川水質汚染を防止するため、甲に協議のうえ浄化槽を設置するものとする。
 - 2 前項の規定により設置する場合は、3戸以上の団地もしくは、アパート等は、甲及び乙で協議し、さらに集約浄化槽を設置しなければならない。
- 第2条 乙は、浄化槽及び集約浄化槽等の汚泥等を、年4回以上業者によって清掃し、常に正常な機能を発揮するように管理しなければならない。
 - 2 甲は、集約浄化槽等を常に点検することができ、前条に関わらず清掃を督促することが できる。
- 第3条 合併処理浄化槽設置者は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)の規定に基づき、維持 管理を行わなければならない。
- 第4条 河川利用中汚染が認められたときは、甲は乙に改善を求めることができる。
- 第5条 乙は、区内で実施する河川並びに井の清掃に、積極的に参加しなければならない。
- 第6条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙双方協議し、良識に基づき処理するものとする。

前記協定書の成立を証するため、協定書3通を作成し、各自署名の上、甲、乙、並びに立会人、各一通を保持するものとする。

令和 年 月 日

- (甲) 住 所氏 名
- (乙) 住 所 氏 名

立会人 住 所 氏 名